板橋区国民健康保険運営協議会

会　　議　　録

平成３１年２月２６日（火）
区役所南館４階災害対策室

板橋区健康生きがい部国保年金課

平成３０年度第１回
板橋区国民健康保険運営協議会会議録

開会年月日　　平成３１年２月２６日（火）

開 会 時 刻　　14：00

閉 会 時 刻　　15：30

開 催 場 所　　区役所南館４階災害対策室

出席委員

山之内　敏　彦	小　泉　光　子	志　賀　順　子
寶　田　一　明	齋　藤　英　治	浅　倉　公　治
金　子　　治	保　坂　洋　二	杉　田　ひろし
小　林　公　彦	かなざき　文子	五十嵐　やす子
福　澤　正　澄	佐　伯　幸　範	

出席理事者

区　　長	坂　本　　健	副　区　長	橋　本　正　彦

事務局職員

健康生きがい部長	渡　邊　　茂	国保年金課長	山　田　節　美
国保年金課管理係長	追　川　　哲	国保年金課保険給付係長	高　野　隆　司
国保年金課資格賦課係長	浅　海　　隆	国保年金課資格賦課係副係長	廣　田　　哲
国保年金課国保収納係長	宇　山　光　治	国保年金課特別整理係長	島　扇　勝　人
健康推進課長	新　部　　明	健康推進課国保特定健診係長	小　林　粋　男

○国保年金課長　では、本日は大変お忙しいところ、また、お寒い中、板橋区国民健康保険運営協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日は開会に先立ちまして、一部の委員の方が交代になりましたので、新しい委員の皆様を私のほうからご紹介させていただきます。

皆様のお手元には、委員名簿を机上配付させていただきましたので、あわせてご参照ください。

まず、被保険者代表の方々です。志賀順子様。

○志賀委員　志賀と申します。よろしくお願いいたします。

○国保年金課長　寶田一明様。

○寶田委員　寶田と申します。よろしくお願いいたします。

○国保年金課長　次に、公益代表の方々です。杉田ひろし様。

○杉田委員　杉田でございます。よろしくお願いいたします。

○国保年金課長　小林公彦様。

○小林委員　小林でございます。よろしくお願い申し上げます。

○国保年金課長　最後に、被用者保険等代表の方です。佐伯幸範様です。

○佐伯委員　佐伯でございます。よろしくお願いいたします。

○国保年金課長　それでは、ただいまから、板橋区国民健康保険運営協議会を開会いたします。

初めに、本日の委員の出席状況でございます。ご報告いたします。

本日の委員の出席状況は14名でございますので、委員定数の２分の１以上に達しており、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

開会に当たりまして、保険者代表の坂本区長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○坂本区長　皆様、こんにちは。大変お寒い中、またお忙しい中をお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

平成30年度の第１回国民健康保険運営協議会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。この協議会につきましては、被保険者の代表の方、また医療関係の代表の方、公益代表の方、また被用者保険代表の方にお集まりをいただきまして、国民健康保険の運営に関しましてのご意見をいただいております。平成30年度からは国民健康保険の制度改正が始まりまして、今のところ大きな問題もなく、円滑に事業運営が進められております。引き続き東京都と十分な連携を図りながら、安定的な財政運営と効果的な事務執行についてを進め

ていきたいと思っております。

本日の協議会は平成31年度の保険料の料率など、板橋区国民健康保険条例の一部の改正についてご審議をいただきます。委員の皆さんから活発なご意見をいただきまして、円滑な事業運営に生かしてまいりまして、取り組んでまいりたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会のご挨拶にかえます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○国保年金課長　ありがとうございました。

ここで、区長はほかに所用がございますので、退席させていただきます。

（坂本区長退席）

○国保年金課長　今回は先ほどご案内のとおり、委員の一部に交代があり、会長及び職務代理者に欠員が生じましたので、初めに会長及び会長職務代理者を選任していただきたいと存じます。

まず、会長が選任されるまでの間、橋本副区長に仮議長として会議の進行をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○国保年金課長　異議なしということでございますので、橋本副区長に仮議長をお願いいたしたく存じます。

橋本副区長、よろしくお願いいたします。

○橋本副区長　副区長の橋本でございます。大変恐縮でございますけれども、ただいまご指名をいただきましたので、仮議長の職を務めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、会議に入ります前に、本日の議事録署名委員をご指名させていただきます。小泉委員さんと五十嵐委員さんのお二人に署名委員をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

では、次に会長の選任に入りたいと存じます。

会長につきましては、板橋区国民健康保険運営協議会規則第４条第１項により、公益を代表する委員の中から選任することになっております。会長の選任の方法については、いかが取り計らったらよろしいか、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

○山之内委員　仮議長に一任します。

○橋本副区長　ただいま、私に一任とのご発言でございますので、私から指名をさせていただ

きたいと存じます。よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋本副区長　ありがとうございます。

それでは、会長には、杉田ひろし委員を選任することにいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋本副区長　ありがとうございます。

それでは、ご異議がないものと認めまして、会長には杉田ひろし委員を選任することに決定をいたしました。

それでは、どうぞ、杉田委員、会長席へ移っていただきまして、ご挨拶をお願いいたします。

これで、私の職務は終了いたしました。以降の議事につきましては、会長にお任せをいたしたいと存じます。ご協力大変ありがとうございました。

（杉田委員、会長席に着席）

○杉田会長　会長職のご指名にあずかりましたを杉田ひろしでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、進行につきましては、恐れ入りますが、着座にて進めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、会長職務代理者の選任に入りたいと思います。その方法はいかが取り計らったらよろしいでしょうか、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

○山之内委員　会長に一任します。

○杉田会長　ありがとうございます。会長一任とのことでございますので、私から指名をさせていただきます。

会長職務代理者は、会長の選任と同様に、公益を代表する委員の中から選任することとされておりますので、小林公彦委員にお願いをしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉田会長　ありがとうございます。それでは、ご異議がないものと認めまして、会長職務代理者には、小林公彦委員を選任することに決定いたしました。

（小林委員、会長職務代理者席に着席）

○杉田会長　それでは、新会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。

○小林委員　小林公彦でございます。引き続きどうかよろしくお願い申し上げます。

○杉田会長　ありがとうございました。

ここで、本日の会議の進行につきましてお願いがございます。

委員の皆様にはお忙しい中お集まりをいただいておりますので、４時を目途にそれまでには閉会できますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、事務局より傍聴者の報告がございます。

○国保年金課長　本日の傍聴希望者はゼロ名でございます。

○杉田会長　ありがとうございました。

それでは議事に入ります。

本日の議題である東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正について審議をいたします。

本件の概要について、国保年金課長より説明を求めます。また、その他の報告事項についても、あわせて説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長　それでは、説明の前に資料の確認をお願いいたします。皆様には事前資料として、資料１から４を配付させていただきました。しかし、資料２の一部及び資料４につきましては、訂正がございましたので、本日机上配付しておりますものに差し替えていただきますよう、お願いいたします。

また、口頭で申し訳ありませんが、資料２の５ページ、上の表の下に補足説明がございます。その※印２つ目の２行目、「賦課総額のベースとなる納付金を平成29年度は」との記載がございますが、正しくは「平成30年度は」でございます。色々と訂正がございまして、大変申し訳ありませんでした。

また、机上配付として次第、資料２の差し替えの11ページ、資料４、そして事前に送付した資料１と同じになりますが、本日付の公印を押したもののコピーの諮問書、また口座振替の規則化について、健康推進課の資料として、平成31年度板橋区国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施方法、板橋区国民健康保険保健事業実施状況でございます。

もし、資料に不足がございましたら、予備がございますので、お知らせください。

また、途中でも気がつかれましたら、お手を挙げていただければお伺いいたします。

それでは、初めに簡単に資料１から４の概要を説明させていただきます。資料１が諮問書

でございます。本日はこの内容のご審議をしていただきます。資料２は条例の改正概要と国保算定の仕組み、保険料の推移など、各資料をつけさせていただきました。資料３は各関係法令における当協議会に関する法令部分及び板橋区の条例等をまとめております。資料４は今回の諮問の内容を説明するに当たり、概要をまとめたものでございます。

説明につきましては、「資料４　板橋区国民健康保険運営協議会　平成31年2月26日」を中心に説明させていただきます。

では、資料４の表紙をおめくりください。

諮問事項でございます。今回ご審議いただく諮問事項は、大きく２点でございます。いずれも国民健康保険条例の改正に係るものでございます。

１点目は、国民健康保険料率の改正になります。項目としましては、１、国民健康保険の保険料率・賦課割合・賦課限度額の変更、２、均等割から減額する額、３、均等割から減額対象となる所得基準額についてでございます。

２点目は、国民健康保険法施行令等の改正や文言が不明確であったものについて、条例の規定整備を行うものでございます。

では、保険料率の説明でございます。それに当たり、少し制度のことをお話しさせていただきます。先に３ページをご覧ください。こちらは平成30年度から国保制度改革が行われましたので、その概要でございます。昨年度にもご説明いたしましたが、新しく委員になられた方も多数いらっしゃいますので、簡単にご説明させていただきます。

昨年度までは区市町村が個別に保険者として運営しておりましたが、30年度以降は都道府県が財政運営の責任主体となり、東京都と板橋区とが、ともに国保事業を運営することになりました。上段の図を見ますと、各市町村から矢印が東京都に伸びており、「国保事業費納付金を納付」と記載され、区市町村が東京都に納付することを示されています。区市町村は被保険者から納付された保険料をもとに、この納付金を支払うため、東京都が示す納付金に基づき保険料率を決定いたします。決められた納付金を支払いますと、東京都からは太い矢印で、「給付に必要な費用を全額、区市町村に支払う」とあるように、必要な医療費が交付されることが示されています。

ただ、この納付金をそのまま賦課に回してしまうと、保険料が急激に高くなることが予測されているため、特別区では激変緩和措置として、今年度のこの納付金の95％を計算に入れることにしており、毎年１％ずつ増やしていく予定でございます。この都道府県から必要な医療費が交付されることにより、国保の財政基盤を安定させることが狙いでございま

す。

下の段に２つの枠には、区市町村の役割と都の役割が記載され、都の欄には全て新規事業であることを示す星印がついています。なお、財政の改革が中心となりますので、板橋区の行う保健事業に変化はございません。

では、この納付金を賄うための保険料率でございます。板橋区では以前より特別区の統一保険料を採用しておりました。今年度から広域化と呼ばれる制度改正があり、板橋区とともに東京都も保険者となりました。そのような制度改正の中、保険料の統一をどうしていくかという議論が行われました。23区という狭い地域の中で、また医療機関も区をまたいで利用する中、今までのように23区で同じ所得、世帯構成なら同じ保険料としていくことが望ましいとして、共通の指標となる基準保険料率を定めることなどが確認されました。ただし、区の事情によってはこの基準を参考に、各区独自に対応することも可としております。

その基準保険料率の決め方でございますが、国保事業費納付金を23区全体で合算し、23区全体の国保の被保険者の所得を計算して基準をつくるものでございます。平成30年度の保険料については、板橋区の保険料率は23区の共通基準保険料率を採用しております。来年度に向けても、板橋区はこの基準保険料率を採用したいと考え、今回の案を作成しております。

４ページをご覧ください。保険料の賦課についてでございます。３つの保険料の簡単な解説が記載されてございます。国民健康保険では医療費に賄われる基礎賦課額保険料のほかに、後期高齢者支援金等賦課額保険料、介護納付金賦課額保険料の３種類の保険料を一緒に徴収してございます。

では、２ページにお戻りください。保険料率でございます。まず、基礎賦課額保険料について申し上げます。保険料は所得割率と均等割率という２つの料率からなってございまして、均等割率は被保険者お一人お一人全員にかかる保険料で、３万9,900円でございます。改定後の保険料と現在の保険料の差額は900円、月割りにすると75円の増となります。それから所得割率は被保険者の所得に応じてかかる保険料で、0.07ポイントの引き下げで7.25％でございます。

次に、後期高齢者支援金等賦課額保険料は、均等割率が300円のアップ、所得割率は0.02ポイントのアップで2.24％です。次の介護納付金賦課額保険料は均等割率は据え置き、所得割率は0.01ポイント減の1.66％となっております。３保険料の合計では、均等割率が

1,200円の増、所得割率は0.06ポイントの減となりました。

この結果、右から２列目、特別区における１人当たりの平均保険料が、基礎賦課額では９万5,640円、後期高齢者支援金等は２万9,534円、介護納付金は３万3,550円になりました。しかし、この計算には７割、５割、２割の均等割軽減の分は反映されておりません。均等割保険料の軽減措置を反映し、また板橋区民の状況に合わせて推計したものが一番右側、板橋区の１人当たりの保険料で、基礎賦課額保険料が８万1,379円、後期支援金は２万5,144円、介護納付金は２万7,514円となります。

５ページをお開きください。では、なぜ医療費分が値上がりするかでございます。主な理由といたしましては、一人当たり医療費の増加でございます。この表は板橋区の年ごとの医療費と国保の被保険者数を、そして１人当たりの医療費をあらわした表でございます。総医療費の推計でございますが、平成27年度をピークに減少しております。被保険者数は一貫して減少しております。しかしながら、グラフを見ていただきますと、１人当たりの医療費は増加しております。１人当たりの医療費が増加しているということは、基本的にはその医療費を払うため、納付金が値上がり、結果、基礎賦課額保険料率が上がる方向にあるということをご理解いただければと存じます。

６ページをお開きください。均等割軽減の所得の基準額でございます。均等割が軽減される対象世帯を判定する所得基準の額が、５割軽減と２割軽減で変わりました。５割軽減の場合には１人当たり5,000円の増、２割軽減では１人当たり１万円の増となりました。なお、７割軽減の基準は変更がございません。

７ページをお開きください。均等割軽減対象者の保険料でございます。今回均等割額に変更がございます。基礎賦課額保険料と後期高齢者支援金等賦課額保険料について７割に相当する額、５割に相当する額と２割に相当する額が変わります。軽減を受ける方の保険料額の改定ということで、軽減対象者の均等割保険料額を表として記載いたしました。実際にどのように保険料が変わるのか、モデルケースをご覧いただきたいと思います。

協議会資料の２、括弧書きで条例改正関係と書いてある資料の９ページをご覧ください。このページでは、介護保険料のないケース３例を記載してございます。

次のページ、10ページには、介護保険料が必要な世帯構成で記載してございます。ご覧になってわかりますように、収入によって増えたり減ったりしております。

保険料の概要の説明は以上でございます。

続きまして、諮問事項の２でございますが、資料２の12ページ以降、新旧対照表がござい

ます。内容といたしましては、第12条関係で障害者総合支援法施行令35条の第１項の第１項という表記の削除、また15条の４及び12、第16条の４について、被保険者の見込み数との記載でございましたが、不明確であったため、直近２年間の各年度の被保険者数で勘案して計算した数と、少し具体的な記載にさせていただきました。

諮問に関する説明は以上でございます。

続きまして、その他の報告ということで、国民健康保険保険料口座振替の規則化についての資料が、本日の机上配付であったかと思います。そちらを少しご覧ください。

収納率の向上及び被保険者の方々の利便性の向上を目指し、現在、要領で原則口座振替を進めてまいりました。しかし今回規則に定めることで、一層の口座振替加入者増を目指します。加入促進方法といたしましては、戸籍住民課及び区民事務所の転入手続時、国民健康保険での加入手続時に口座振替をご案内するというもの、また広報いたばし、国保のしおり、ホームページ等に掲載し、加入の促進を図っていくというものでございます。開始時期は31年４月を予定しております。

私のほうからの報告は以上でございます。

○杉田会長　ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、ご質問がございましたら、ご発言願います。

それでは、かなざき委員、お願いいたします。

○かなざき委員　ありがとうございました。

今年度から都道府県が単位化ということで始まったんですけれども、今年度も23区の共通の保険料を採用するということで、板橋区もやってきたんですけれども、新年度についても同じくそのやり方でいきますというご説明があったかと思うんですが、23区の中の各区の動向というものについて教えていただきたい、独自が今年度も３区あったかと思うんですけれども、同じなのか、その中で保険料、報道もされていましたけれども、保険料を下げた区があったのかどうなのかということについて、教えていただきたいと思います。

○杉田会長　国保年金課長、お願いします。

○国保年金課長　ありがとうございます。

今年度、保険料の基準保険料率を使っていない区は３区でございました。江戸川区、中野区、千代田区でございます。一応31年度についても、この３区がこの保険料率から外れた保険料率を設定すると聞いてございます。実際に千代田区については、今年度もその基準料率よりも低い料率、来年度についても低い料率と聞いております。千代田区につきまし

ては、所得が高い方が多いものでございますので、23区の基準保険料率を使ってしまうと、賦課し過ぎになってしまうということで、それを下げているというふうに聞いております。

また、江戸川区、中野区については、今年度と同じように、また別の保険料率を使うということで、聞きましたところ、例えば江戸川区ですと所得割で7.72％で、均等割が４万1,100円、後期の分が2.15％と１万2,000円で、介護が1.84％と１万5,900円と板橋区よりも高い基準になってございます。また、中野区につきましては、所得割が7.47％の均等割が３万7,800円、同じく後期支援分が2.3％の１万1,700円、介護の分は1.72％の１万5,300円と聞いております。

○杉田会長　かなざき委員。

○かなざき委員　ありがとうございます。

それで、23区の区長会、あるいは副区長会、また課長会、またずっと詰めてこられた関係者の皆さんの中で、これ以上高過ぎる保険料を上げるわけにいかないというのが、一つの大きな課題になっていたのではないかと思うんですね。下げる努力というのは、何か今回行われたのかどうなのか、下げるというのは中々難しいのかもしれないんですけれども、そのあたりがわかったら教えていただきたいのと、広域化になる前は、被用者保険のほうにかなり大きな影響がもたらされていたんですが、そのあたりは都道府県単位化になって改善、解決されているのかというのも、一つは教えていただきたいと思います。

それから、もう一つ、新たに均等割軽減の5,000円と１万円ということで、増えることによって２割減額と５割減額が何世帯かふえていくのかと思うんですけれども、新たに均等割の軽減が増える、その対象になるという世帯数を、見込みでいいので教えていただきたいと思います。

○杉田会長　国保年金課長。

○国保年金課長　高過ぎるということが課題になっていたかということで、国保課長会でも高いということは何回も言われておりまして、また区長会のほうでも言われているかと思います。ただ、それを下げるためにどうしたらいいかということで、特別区長会を通じて国のほうにきちんと制度として下げてほしい、多子世帯等について検討してほしいということを要望として出していると聞いております。

課長会のほうでも、そういうことを進めていきたいということで考えております板橋区としても、何かしらのそういう機会を通じて、そういう要望というのはいつも出していきたいと考えております。

被保険者についての影響でございますけれども、ちょっと古い制度の部分は私のほうでわからなかったんですけれども、現在それによって保険料、被保険者のほう、例えば協会けんぽの保険料率とかに変わるとか、そういうのというのはちょっと私のほうでは把握できておりません。あくまでも協会けんぽのほうの保険料率の計算というのは、そちらのほうの医療費に相当する部分を、都道府県単位で決めていると聞いておりますので、それについては国保のほうの影響というのは、私のほうでは把握できませんでした。

あと、均等割の軽減の世帯数でございますけれども、一応２割から５割軽減になる世帯につきましては、一応今の状況では143世帯、また軽減なしだった方が２割軽減になるという方は244世帯、新たに対象になるというふうに推測しております。

○杉田会長　かなざき委員。

○かなざき委員　ありがとうございます。

被用者保険のほうが、影響が少しは軽減されたのかは、もし後で教えていただければ、きょうご出席の皆様に教えていただければと思うんですけれども、それはあくまでも要望ですけれども。

余り軽減世帯数はそんなに多くはないんだなと思ったんですけれども、今回所得割率が下がることによって保険料が若干下がる、本当に若干だと思うんですけれども、そういう世帯があるかと思うんですけれども、その世帯の所得階層、それから、どれぐらいの世帯数なのか、ここについても教えていただきたいのと、もう一つ、滞納世帯のほうは所得階層がなかなか出ないんでしたっけ。保険料の調定額別だと出るんだと思うんですけれども、そこではどうなのか、滞納率で見るということで教えていただければと思うんです。年代別に見ると、どこの年代が一番滞納率が高いのか、この傾向についても教えていただけるでしょうか。

○杉田会長　国保年金課長。

○国保年金課長　保険料が下がる世帯というのは、大体想定しますと、収入が700万円以上という方々の１人世帯、もしくは２人世帯と計算上なってございます。その方々の中には、今度は限度額が上がりましたので、そこで今度はひっかかってしまうという方も出てきます。そうしますと、保険料が下がる世帯というのは、大体217世帯位と考えてございます。

次に、滞納世帯率でございますけれども、滞納世帯率は25.2％で、年齢については19歳から30歳未満が一番多くて全体の28.2％、調定額としましては、10万円未満が全体の65.7％を占めていると思われます。

○杉田会長　かなざき委員。

○かなざき委員　ありがとうございます。

保険料が下がる世帯数は、これもささやかな217世帯ということで、あらかじめ聞いておくのを忘れました。31年度の見込み世帯数を教えていただきたいのと、それから東京都のほうから示されてきた納付金額、これも教えていただけますか。

○杉田会長　国保年金課長。

○国保年金課長　31年度の見込みの世帯数は８万9,850世帯、納付金額は183億2,248万円でございます。

○杉田会長　かなざき委員。

○かなざき委員　ありがとうございます。

当初、昨年言われていた額よりかは納付金額は下がったということで、保険料の値上げが少し下がりはしたのかなと思うんですけれども、今回の納付金を納めるベースというのが95％と、先ほどの説明もあったかと思うんですけれども、それでいって95％、それでもやはり均等割額は上がらざるを得ないという状況だと思うんですが、全体的には通年ベースでどれぐらいの負担増になるのか、どれぐらいの８万9,850世帯合わせてで負担増額が年間、通年ベースでどれぐらいになるのかということと、それから、この間仕事をしていない収入のない子どもに保険料を課すという均等割額の問題が指摘されているんですけれども、これについては、要望もずっと出され続けてきていると思うんですが、もし子どもの均等割額を取らないとすると、その影響額というのはどれぐらいになるのかというのも教えていただけますでしょうか。

○杉田会長　国保年金課長。

○国保年金課長　負担増ということで、30年度の料率で31年度を賦課した場合の額と30年度の額というのの差額でございますけれども、１億2,064万円程度と計算してございます。収入の無い子どもに対する賦課ということで、例えば全員免除にした場合には３億5,500万円ぐらいの負担増で、例えば均等割額を２人目を５割減、３人目を９割減した場合には、大体5,600万円程度の負担増になると計算してございます。

○杉田会長　かなざき委員。

○かなざき委員　ありがとうございます。

お仕事をしていない収入の無い子どもに保険料を課している医療保険というのは、どこを探しても国保しかないというふうに思うんですけれども、やはりそこは何とかできないか

というのが、国を挙げて言っていたかと思うんですけれども、そのあたりの見通し、なかなか厳しいのかどうなのか、もしわかったら教えていただきたいのと、それから差し押さえ、たしか昨年度は671件だったかと記憶しているんですけれども、今現在も行われているのか、行われているとすればどれぐらい行っているのか、その中で非課税世帯や、あるいは慢性の病気を持っている方に対しても行っているのかどうなのか、わかる範囲でいいんですけれども、教えていただけますでしょうか。

○杉田会長　国保年金課長。

○国保年金課長　まず、お子さんに対しての賦課ということの見通しなんですけれども、平成27年のときの国保の医療広域化になったときの法改正のときには、附帯決議として、そういう多子世帯の軽減とか、そういうことをちゃんと検討していくようにという附帯決議がついてございました。国としてもそういうところを考えていくということは、表現としてはしているんですけれども、なかなかそこの部分が進まないというのが実情でございます。というのは、国民健康保険のそもそもの理念といたしまして、益をこうむる人たちのそれぞれの保険料で支え合うという、そもそもの理念というのがあるというところが、大きなネックになっているのかなというふうには考えてございます。

次に、差し押さえの数でございますが、今年の12月まで今年度については516件ございました。その中で非課税の方は24件、その中にあったというのは聞いてございます。ただ、非課税だから資産がないというふうにはイコールにはなりませんので、私どもとしては、そういう資産を確認をして差し押さえをするという形になってございます。

その中に重篤な病気というのがあったかどうかというのは、先ほど申しましたように、資産があるかないかという部分が大きなネックになってございますので、その辺を確認しながら、私どものほうは丁寧にその方々といろいろと状況を聞きながら、適切な差し押さえをしていくということをやっているというものでございます。

○杉田会長　かなざき委員。

○かなざき委員　ありがとうございます。

なかなか子どもの均等割については、ただ国民健康保険法の社会保障として、きちんと位置づいているわけですし、その理念からいけば、子どもから保険料を取るというのは、やはり違うのかなというふうに思っています。早く改善ができるように、ぜひ区長会、副区長会、課長会、皆さん挙げてのお力添えをお願いしておきたいと思っています。

それから、最後にシミュレーションをちょっとお願いしたいんですけれども、300万円の

所得のところで、45歳で保険料額がどうなるのか、それを前年度だけでなく、申しわけございませんが、今の保険料の計算方式は旧ただし書きですけれども、さまざまな控除が反映されて、そういう意味ではもっともっと保険料は低かった、住民税方式が行われていたのが平成22年度までなんですけれども、平成22年度と比べるとどうなのかというところで、平成22年度のところの300万円、45歳で子どもは１人で３人世帯で見た場合、どれぐらい違うのかを教えていただきたいのと、もしそれが協会けんぽの同じ世帯構成だと、協会けんぽでは保険料はどれぐらいになるのかという、そこの点について教えていただけますでしょうか。

○杉田会長　国保年金課長。

○国保年金課長　22年度の保険料率で計算したものしか、手元にはないんですけれども、そのときですと３人世帯、世帯主が45歳、配偶者も45歳でお子さんが10歳ということですと、保険料が22年度当時は19万1,524円だったと。それが現在は36万5,085円になるというものでございます。また、協会けんぽですと、そちらが17万1,892円で、その差額が19万3,193円になるというものでございます。

○杉田会長　ほかにご質問はございますでしょうか。

五十嵐委員、お願いいたします。

○五十嵐委員　この資料を拝見していて、給与所得の方、例えば３人世帯で世帯主が35歳、配偶者が35歳、収入なし、子どもが10歳、収入なしと、このモデルの表をつけていただいているんですけれども、これを例えば拝見していると、年収のところを見ていると、いわゆる600万円以上、特に800万円の方は差額が、31年度は765円上がるというふうにあるんですけれども、一番例えば生活するのに厳しいだろうなというような200万円台が2,435円、300万円台の方が2,805円、400万円の方が2,435円と、ここのところが31年度は一番高くなっているわけですね、値上がりするというか。

でも、ここの人たちは本当に子育てしたりとか、一番教育費やら何やらお金がかかっている年代であって、そういうところが一番負担がかかっているということで、大変じゃないかなというふうに思うんですけれども、この人たちに例えば何か特別な支援だとか、そういうことというのは考えられないんでしょうか。今、子どもの貧困だとかいろいろなこと、社会の中では言われている中で、やはり200万円台なんかは明らかに収入が低いのに、負担だけは一番高くなるような、そういうことがあるということに対して、このままそれを当てはめていくということが、どうなんだろうというふうにやっぱり思われるわけなんです

けれども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○杉田会長　国保年金課長。

○国保年金課長　この表を見ますと、確かにその世代の方たちの負担が一番増えるというところで、均等割が増えてしまったというところで、これが発生してしまったんだなというのは理解しているところです。ちょっと均等割と所得割の部分の計算の方法として、23区の統一基準という形で今回やっているものですから、どうしても全部の中で見るとこういうことが起きたということです。

１つ言えますのは、所得割率がそんなに上がらなかったという部分で、23区全体で言いますと、所得割が余りふえないほうが影響が少ないというところも中にはあると。ただ板橋区の場合には、そこの部分よりも均等割のほうが影響が大きかったというのが、結果としての中身かなと考えております。今後、例えば23区の基準から外れるというふうに考えると、板橋区としてはこの23区の基準に乗っていったほうが、全体としての保険料は相対的に下げておけるという部分がありますので、できれば23区の基準保険料率を使っていきたいなというふうに考えているところです。

○杉田会長　五十嵐委員。

○五十嵐委員　23区のほうに合わせていくというのは、何となくわかるんですけれども、やっぱり大変なところが負担がどうしても集中してしまうところがあるというところで、やはりそれがもうこうやって見えているわけなので、そこにやっぱり何らかの手立てをしていくことというのが必要なんじゃないかなと。そちらはそちらで23区に合わせていくけれども、板橋区独自の何かそういうサポートとか支援とか、そういうことを考えていくことも、こういうデータを見るだけでも必要なんじゃないかなと思うんです。

特にお子さん１人に対して、収入がないお子さん一人一人に対してついていくのが国民健康保険であって、これは今回のモデルは１人ですけれども、お子さんがふえればふえるほど、これがもっと厳しくなって、それもこの200万、300万、400万の中でお子さんがふえていったら、もっとすごい金額になっていくわけですね。

私の周りの方でも、本当は子どもが２人欲しいんだけれども、２人とか３人とか、本当は思い描いて結婚したんだけれども、もうこの保険料を払うので、もう１人でいっぱいいっぱいで、２人なんかどうしてももう考えられないとおっしゃる方が、１人２人じゃなくていっぱいいるんですね。

そうすると、やはり今子どもがどんどん減っていて、それで何とか子どもの人数をふやし

たいというような考えが一方ではある中で、どうしてももう生活が苦しくて、もう子ども１人でも大変だという人が現実にいる中で、やはりこういう部分で何か支えることをしないと、いろいろな意味でしわ寄せがあるんじゃないかと思いますので、やはり板橋区としても、そういう意味ではこの収入の方たちとか、あとは年代とかお子さんがいる方に対しては、何らかのサポートを考えていく必要があるなんていうふうに思うんですけれども、その辺は何も考えがないんでしょうか。

○杉田会長　国保年金課長。

○国保年金課長　子どもの均等割額の軽減等につきましては、色々とうちのほうとしては要望している中で、やっぱり費用負担が多くなるというところもあります。実際その子どもさん方のそういう貧困対策とかというのは、国保だけではなく、総合的に行政としてのサポートというのを考えていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

今回は板橋区の国民健康保険料としましては、特にお子さんに対してのサポートをやるということは、一律に保険料を下げるとかというところも難しいものはございますので、今回としてはこういう形で出させていただいて、そういう部分、子どもの貧困対策等については、総合的に行政としてしっかりとやっていくことが必要なのかなというふうに考えてございます。

○杉田会長　五十嵐委員。

○五十嵐委員　それから、もう一つなんですが、先ほど19歳から30歳未満で滞納している人が28.2％というご報告があったんですけれども、例えばこれはもう少し19歳から25歳だとか、年齢の幅を区切ってというようなデータはないんでしょうか。

○杉田会長　国保年金課長。

○国保年金課長　0歳から19歳までで35.8％で、19歳から30歳で44.25％、30から40歳で39.2％という率は出ております。

○杉田会長　五十嵐委員。

○五十嵐委員　先ほど、じゃあちょっとすみません、私が言った数字は、ちょっと私が聞き間違ったということで、もっと多くて44.25%滞納がある、19歳から30歳までがそのぐらいあるということでよろしいんですよね。ということは、もう半数に近い年代の若者が滞納しているのは、結構これは制度的に危ういような気もするんですけれど、これに対してはどのようにお考えで、どのような対策をとっていらっしゃるんでしょうか。

○杉田会長　国保年金課長。

○国保年金課長　先ほどの44.24％というのは、19歳から30歳の方たちの全体の世帯数の中での滞納世帯数の割合という形になります。確かに世帯が若い方たちの世代で滞納が多いというのは、課題としては認識してございます。ただ、この世代の方たちが自営業等をされている方々という形になってしまいますので、なかなか収入が安定していなかったり、また、制度に対しての認識等が余りきちんとされていないとか、そういう部分でもそういう納付意識というのが、若干低いのかなというふうには考えてございます。

なので、色々な機会を通じてそういう方々に、保険料というのは大切なものであって、この国保制度というのをみんなで支え合っていかなければいけないということで、きちんとそういう納付勧奨等を進めて、納付に繋げていきたいというふうに考えてございます。

○杉田会長　五十嵐委員。

○五十嵐委員　先ほど年代で10万円未満の滞納が65.7％とおっしゃったと思うんですけれども、やっぱり金額が大きくなればなるほど、納めることが難しくなるように思うので、やっぱり納めやすいような制度にすることも大事かなと思うんですね。ゼロか100じゃなくて、ちょっとずつ納めていくとか、今払える分だけ納めていくとか、何かそういう、例えば今８万円滞納してしまったといった場合は、今１万円だったら払えるみたいな形で分割して払えるような、何かそういうような制度というかシステムとかも取り入れていらっしゃるんでしょうか。ちょっと確認なんですが。

○杉田会長　国保年金課長。

○国保年金課長　そちらにつきましては、分納という形でお受けしておりまして、幾らずつ払っていただけるかというのは、収入の状況とか生活の状況とかをお聞きしながら、その額を決めていくということは、私どもは常日ごろからやらせていただいているものですので、そういう部分はゼロか100かというわけではなく、あくまでもその方その方の状況を確認しながら納付していただくということをしております。

○杉田会長　五十嵐委員。

○五十嵐委員　分納をするというところで納められることが一番いいんですけれども、ただ、最近の若者は非正規の方が多かったりとか、なかなかボーナスなんていう言葉を聞いたことがないとか、そんなような若い方もおっしゃいますし、結構若者の貧困なんていう話も社会的な問題になっていることもありますので、システム自体が破綻しないような、そういうサポート的なものというんでしょうか、そこで若者がもう払えないからと諦めるんじゃなくて、ずっとちゃんと意識として持っていながらも、だけれども、やはりその人にと

って払える額なのかどうかというところは、やっぱり大きくなっていくと思いますので、そこも全部システムに絡んでくると思うんですけれども、課題として持っていていただけるとありがたいと思います。

○杉田会長　他にご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がなければ、質疑を終了させていただきたいと思います。

引き続きまして、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

かなざき委員。

○かなざき委員　色々質疑をさせていただき、ありがとうございました。

本来ならば、この高過ぎる保険料を引き下げる努力を、国のほうできちんと行うべきだというふうに思いますが、なかなか遅々として進んでこない。さらに都道府県化となっているんですが、東京都の支出をもっと増やしていただきたい。納める額を示すだけでなくて、東京都として、せめて子どもの均等割額に対して軽減を図るなど、そうした保険料をこれ以上上げさせない、そういった努力も求められるんだというふうに思います。

23区の区長会としても、どういうふうにすれば保険料を上げることがないようにできるのかという意味では、要望書を提出されているのは私もよく承知しているんですが、独自で何かできないのかというところ、そういった検討をぜひやっていただきたいなというふうに思います。

国民健康保険に加入されている方は、昔と違って、昔は確かに自営業者が多く占めていましたけれども、今はその半分ぐらいはもう高齢者の方、さらに障がいを持っている方や無職の方、非正規のパート・アルバイトの方々ということで、非常に低所得・低収入、おまけに医療を必要としている方が非常に多くを占めているので、どうしても医療費が大きいわけですよね、払わなきゃいけない。その医療費を２分の１を低所得・低収入の方々で分け合うから、１人当たりの負担割合が非常に大きい。日本の中の全ての医療保険の中で、一番収入に占める保険料の負担割合が多いのが国民健康保険、これはもう有名なことになってしまったんですけれども、もうこれ以上医療難民をふやさないために、広げないために、本当に政治が力をかけるべきだというふうに思います。

国や東京都のその責任はもちろんなんですが、それがなかなか実現しないその中で、この高過ぎる保険料をこれ以上上げさせないという努力を、私は自治体として求められているし、やっていかなければいけないことだというふうに思います。今回やはり残念なことに、

そのほとんどが値上げとなってしまう今回の改定、私としては諮問されてきたその保険料の部分、この部分については認めるわけにいかない、やはり子どもの均等割額の軽減を独自で図る、あるいは、さらなる上乗せ部分をできないかどうかの検討、千代田区さんや中野区さんや江戸川区さんが独自の保険料の算定をされているわけなんですけれども、そういった独自で保険料を上げさせない、それもぜひやっていただきたいということを改めて強く申し上げまして、この諮問された中身については、ちょっと認めるわけにはいかないという意見とさせていただきます。

○杉田会長　ほかにございますでしょうか。

小林委員。

○小林委員　それでは、私のほうから意見を申し上げます。国民皆保険をいかに維持できるかということになると思うんですが、超高齢化社会を迎えまして、さまざまな負担増となる傾向にあります。板橋区といたしましても、ジェネリック医薬品の推進等、様々な医療費の抑制に取り組んではいますが、１人当たりの医療費は増加傾向にありまして、それが保険料に反映され、保険料率を上げざるを得ない状況だと思います。そういう中で国民皆保険制度の中で国民健康保険制度をいかに保持していくか、保持していかなければならないという意味で、今回のことを賛成とさせていただきます。

以上でございます。

○杉田会長　ほかにご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ここで区長の諮問に対する答申をまとめたいと存じます。

東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正について賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○杉田会長　ありがとうございます。

賛成多数と認めます。よって、東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決定いたします。なお、答申文については、原案を適当と認めるとの内容で事務局に作成をお願いいたします。

最後になりましたが、連絡事項として、板橋区国民健康保険事業実施状況及び平成31年度板橋区国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施方法についての資料を机上に配付をいたしました。本件については時間にも限りがございますので、今回は資料配付のみにとどめることにしたいと思いますので、ご了承願います。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもって板橋区国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。